

ウクライナから避難を目的として入国した外国人に係る国民健康保険料
の経過的減免措置に関する基準（案）

制 定 令和 6 年 月 日

1 趣旨

本市においては、大阪市国民健康保険条例（昭和 36 年大阪市条例第 3 号）第 21 条及び大阪市国民健康保険条例施行規則（昭和 36 年大阪市規則第 23 号）（以下「規則」という。）第 17 条の規定に基づき、保険料の減免を実施している。

ウクライナから避難を目的として入国した外国人（以下「ウクライナ避難民」という。）について、避難生活の長期化に鑑み、負担を軽減するため、規則第 17 条第 1 項第 1 号に該当する者として減免を適用することとし、以下のとおり保険料の減免に関する基準を定める。

2 減免基準

（1）減免の対象となる世帯

世帯主が次のいずれにも該当する者であって、規則第 15 条の 2 第 1 項第 1 号アに該当する世帯

- ① 身元引受人のあるウクライナ避難民（査証に「UKR」の記載がある者）
- ② 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）の規定による補完的保護対象者の認定を受けていない者
- ③ 令和 5 年 11 月 30 日以前に入国し、かつ入国日から 2 年を経過しない者

（2）減免の対象となる保険料

令和 6 年度分及び令和 7 年度分の保険料であって、減免の対象となる世帯に該当しなくなった日の属する月の前月相当分までの保険料を対象とする。

（3）減免額

全額